

広報 にしかわ

1979

4/25

第232号

□ 発行 / 新潟県西蒲原郡西川町役場 □ 編集 / 総務課 □ 毎月10日・25日発行



水に呑まれた  
西蒲原の浮き田  
三年で二年一は流れだ  
うねり毎年植えた田人ほど  
力テシゴンゾリシんで  
怒り涙を歎くとま振下さきた  
今じつすと明かぬやだ  
空田舎が耕え様と押す背中も  
庭田の山の側  
毒消娘むぢや年寄の音語り  
手供たちよ  
お前たち手もとて走る隧道を  
花一ぱいだ  
新し西蒲原はお前たちのつ  
みや母のよだ父母の なべだ  
後代のつ育てられたふくら  
しつく五体たけとめぐれ



# 金婚式 の祝い

かねがね不審に思つてゐたことを、町民話し合いの場である「ひろば」に提供して、みんなで考えてみたい。

昨年私たちの部落で二組の金婚式該當者があつた。ところが、一組は県知事の祝賀色紙と公民館の祝いをいただいたのに、二組は知事の色紙だけのことだつた。何ともよくおちない話だ。老人会の役職にある人たちに聞いてみたら役職では、夫婦揃つて敬老会に招かれる人、すなわち満七十歳以上でないと、金婚式の祝賀は行わないとのことだ。なるほどそれで読めた。うちの部落の場合、一組は夫婦とも七十歳以上だが、二組の婦は六十六歳である。しか

流に結論づけてみた。  
そうだとすると、予算を伴うので、町当局の許可が必要なわけだが、人生比翼連理の契りを結んで五十年連れ添うことは至難の業だから、金婚式該当者の七十歳未満の人の昼食費も計上して、夫婦揃つて喜びを受けられるよう講じてほしい。  
自分ひとりで勝手に決論を出し、対策までお願いしたが、真相はどうなのかな、公民館館長からこの欄でご教示願いたい。

② 年間会費 一チーハ八千円  
以上を添えて、五月二日(水)  
七時三十分に西川町福祉会館へ御  
持参下さい。  
なお、詳しいことは、西川町真  
田 小林美智男 TEL (2)2  
645のまで連絡下さい。

四、会員名	① 氏名
五、年齢	② 年齢
六、住所	③ 住所
七、入会費	八、選手名簿

のリーグ戦開催に伴ない加盟チームを募集致します。  
当野球連盟は、昭和49年秋発足致しました。現在19チームが加盟しております、今年もシーズンを迎え左記要領で加盟チームを募集しますので、ふるて参加下さい。

★野球手募集★



公民館から

プラネタリユーム  
投映のお知らせ！

An illustration of a telescope mounted on a tripod, looking up at a starry sky with several stars visible.

皆さん!!

公民館から

(第232号)

## 広報にしかわ

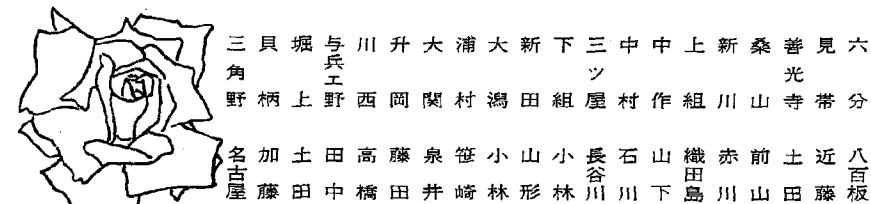
昭和54年4月25日 (4)

「明るい町づくりは、みんなの力で」……昨年誕生した各町内、部落より選ばれた推進委員の方々ご協力ありがとうございました。今年も次の方々が「明るい選舉推進委員」に決まりました。早速研修会・選舉啓発運動等に活動していただきました。



松旗大藤千朝東九八七六五四三二一新水學平川下中西楨  
正見隈日番番番番番番番番榮道校鱸汰  
崎屋通町町町町町町町町町町町町野崎山皇上島

渡有坂岩小寺真長坂矢倉相渡辺崎坂林邊九中野馬口九之右ソシズエ郎平松邑幸長忠辰正吉竹三郎太郎門王門主一郎衛



白バラは明るい 志 藤利一 秋正ハ正作未 升興幸久重国一武  
選挙のマークです 良偉郎 江英雄 義ツ 義市藏功 蔵郎雄 郎男男男夫

期間と免除をうけた期間とが合せて二十五年以上あることが原則になっています。

しかし、国民年金がスタートしたのは昭和三十六年四月一日でしたから、その当時、加入者のなかには「六十歳までに二十五年間保険料を納める」という条件を満たせない人がいました。

そこで、昭和五年四月一日以前に生まれた人には、その人の年齢に応じて「二十五年の期間」を十年から二十四年に短かくして年金が受けられるようにしてあります。ところが、保険料を納めた期間が短いと、別表①の計算式だけではどうしても年金額はかなり低くなってしまいます。

このため、これらの人には「定期年金」に「特別加算」をつけて二十五年納付の標準的な年金額に近づけるよう配慮されています。

また、国民年金は物価の上がり下がりに応じて、年金額がスライドする仕組みになっていますので年金額が減りることはありま

### ■ 老齢年金の計算式(3)

あなたの手帳

せん



① 定額年金  

$$\{ (1,300\text{円} \times \text{保険料納付月数}) + (1,300\text{円} \times \text{保険料免除月数} \times \frac{1}{2}) \} \times 1.167$$
 ※ 1.167は昭和50年度に対する昭和52年度の全国消費者物価指数の上昇率です。

② 特別加算  

$$1500\text{円} \times (300 - \text{国民年金加入月数})$$

$$\times \frac{\text{保険料納付月数} + \text{保険料免除月数}}{\text{国民年金加入月数}} \times 1.167$$
 ※昭和5年4月1日以前に生れた人で、被保険者期間が25年にならない場合。

## 「健康づくりとは」 (1)

# 一昭和五十四年度保健委員研修会に出席して



◀保健委員総会研修会における

に身体的に病気がないというだけでは、眞の健康とはいえないのです。このことについて、まず考えなおしてみる必要があるようですね。

日本人の平均寿命は、年々伸びており、世界の首位を争うまでになりました。男性七十三才、女性七十八才と、人生八十年と云ふた

ところです。こんなにも寿命が延びてきたのは、経済の高度成長と物質文明の豊かさ、医学の進歩等いろいろな要因が重り合ったためなのです。ところが、その反面それを手離しに喜んではいらなくなつたのです。

戦後間もない頃は、結核や伝染病で亡くなる人が多かつたもので、す。現在は、それらの疫病は影をひそめ、脳卒中やガン・心疾患が死因の大半を占めるようになります。全国でも県でも西蒲原地区でも死因順序は同じです。また国民の八・六人に一人が、何らかの病気につかっており、そのうち二人に一人が循環器疾患（心臓病や高血圧・血管の病気）にかかりついでいるのです。

(第232号) 広報にしか

(第232号)

(第232号)

## 行楽シーズンの 交通事故を なくそう



昨年は車両のいわゆる横型の事故が多発いたしました。五月は、ゴーレンディングを中心に家族や職場の仲間同志でマイカーを利用しての遠出がふえ、これに加え、行楽という精神的解放感から思ひぬ大事故になります。楽しむ行楽にするために次の注意が必

- 旅行のスケジュールに、余裕を持たせる。
- 車の点検・整備は十分にする。
- 出かける前日や旅先では、たつぶり休養をとる。
- 無理な追越し、スピードの出しすぎはしない。

● 最近、無公害な快適な乗りものとして自転車を利用する人が増え正しく安全に乗ることがたいせつです。

● 駐・停車するため不用意にドアを開け、後方からきた自転車が衝突する場合があります。ドアを開けるときは後方の安全確認を必ずしましょう。

は、この日までにあらかたすま  
ておくよう、心がけ、タタミを  
げて干す場所や、大きなゴミの  
分も考えておきましょう。

環境衛生事業は、町が中心と  
って、汚物の収集・運搬処分を行  
いますが、なんといっても美  
い町づくりはひとりひとりの心  
け次第です。それには、まず家

五丘十田(大)

五月十日(木)

- シートベルトは必ずつける。
- ドライブインでの飲酒や宿での深酒は絶対にやめる。
- 子どもは助手席に乗せない。
- 子どもの安全教育の場に活用しよう。
- 同乗する人は同乗する人は
- 運転者にいたわりと適度の忠告を。
- 交差点、踏切の通過時やバックの際には安全確認の手助けを。
- シートベルトはすすんづける。
- 居眠りをせず、運転者に適度に話しかける。

- 自転車事故で一番多いのは、交差点における右横断時です。自転車を利用する方に最もいたせつなのは、一時停止と安全確認です。
- 傘をさして運転したり、お酒を飲んで自転車に乗ると違反になります。
- 自転車も歩道や路側帯を通行できる区間があります。このようないところでは歩行者の通行を妨害しないようにしましょう。
- 自動車を運転する人は

# 清掃デー（春の大そうじ）

内外、生活環境の整理清掃ということになりますが、大そうじの当 日は、特別のことのないかぎり家 族全員からを合せてしたいもの です。ご主人も、日が決まつたら、 つりやゴルフの約束を断つて、お 子さんを指揮し陣頭に立つてくだ さい。家の中のことだからといつ て奥さんにはだけ押しつけてはいけ ません。(ご自分の住む所や周囲を きれいにすることは、家族全員の大 切な義務だと心得ましょう。

広井さんは、本年三月に行政相談委員として任期満了のところ、このたび行政管理庁長官から再任委嘱された旨連絡ありました。広井さんは、役所の仕事とお困まりの方の話しを聞いて関係役所に取次いでいますので、お気軽にご相談ください。  
相談は無料で内容は他に漏れることは、絶対にありません。  
相談日は、毎月末日広井良峰さんのお宅で相談できます。

バード

## クラブ員募集

▽毎月第一火曜日

5月は1日です

毎週二回、西川町のバドミントンの仲間達が集まってバドミントンをやつております。新しく社会人となられた人、西川町に転入された人、初心者、経験者を問いません。バドミントンは楽しい健康的なスポーツです。

バドミントンクラブ員を募集しておりますので練習日におでかけください。

練習日及び場所  
木曜日 竹園高校第二体育館  
土曜日 曽根小学校体育館

時間 午後七時～午後九時

服装等 屋内運動靴  
バドミントンラケット

記  
渡辺十九春

▽毎月第一火曜日  
午後五時から五時二十分  
まで

▽電話 三一一五番

五月の役場事務相談

役場事務に対する意見・要望  
苦情などについて、お気軽に  
談においてください。

相談員の自宅の電話番号は  
五二二番です。電話による  
談も歓迎します。

▼とき 五月一日・十五日  
午後一時から午後二時ま  
ところ 西川町役場

▼相談員 石黒喜十郎氏

内外、生活環境の整理清掃ということになりますが、大そうじの当日は、特別のことのないかぎり家族全員からを合せてしたいものです。ご主人も、日が決まつたら、つりやゴルフの約束を断つて、お子さんを指揮し陣頭に立つてください。家中のことだからといって奥さんにだけ押しつけではないかもしれません。「自分の住む所や周囲をきれいにすることは、家族全員の大切な義務だと心得ましょう。

## 〈ぼくの作品〉



【評】  
クロッキーをするのは、はじめての体験です。  
まだ無駄な線も多く使  
ます。

## 画題

## 「クロッキー」



西川中学校2年  
中沢勝己君

指導者  
杉山哲雄先生

## ◎4月の衛生行事◎

月日(曜)	種目	対象	場所	時間	備考
26日(金)	乳児産婦健康相談	S54年2月生まれ	福祉会館	午前9:30~11:00	母子手帳持参
	乳児検診	S53年5月及び10月生まれ	福祉会館	午後1:30~2:30	母子手帳持参

## ■昭和54年度第1回危険物取扱者講習■

- 消防法第13条の5の規定による危険物取扱者講習を下記により実施します。
- 対象 危険物取扱者免状所有者
  - 受講申請書受付期間 昭和54年4月25日(水)から講習日の10日前まで
  - 受講申請書の提出先

〒351 新潟市学校町通1番町 新潟県総務部消防防災課危険物係

4. 講習場所及び日時

講習場所	講習日	予定人員	摘要	講習場所	講習日	予定人員	摘要
上越市	5月15日	200人	当 日 受付開始 午前9時	長岡市	5月31日	180人	当 日 受付開始 午前9時
新井市	5月16日	150人	講習開始 午前9時	小千谷市	6月1日	200人	講習開始 午前9時
糸魚川市	5月22日	200人	講習開始 午前9時	三条市	6月5日	100人	講習開始 午前10時
柏崎市	5月24日	130人	講習終了 午後4時	新潟市	6月7~8日	400人	講習修了 午後4時
新発田市	5月25日	150人		佐和田町	6月13日	100人	

## 5. その他

- (1) 受講要綱及び受講申請書用紙は、下記の場所に用意しております。  
消防防災課、上越支庁、佐渡支庁、各市町村消防署

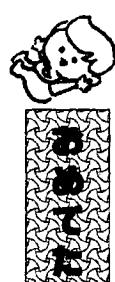
(2) 詳細は県庁消防防災課(23-5511 内線3082)及び各市町村消防署へお問い合わせください。

新潟県

山岸 有坂 小林 氏名  
タキ 甚一 クリエ 年齢 死百日  
75 81 65  
富 本 金二郎 3歳  
英 人 周衛川 3歳  
浦 西大通 4歳  
村 見崎 潤野 4歳  
大 正 通 4歳  
上 伸見町 須藤正 部落



鈴木 鶴物 宮川 椎谷 関口 氏  
桑原 真理子 好江 由美 貴洋 告白日保護者  
恒寛 祐子 3歳  
兵 喜勇治 義雄 和幸 新栄 町  
周衛川 大 3歳  
大 正 通 4歳  
上 伸見崎 潤野 4歳  
山 伸見町 須藤正 部落



## 町民のうごき

## お知らせ

## 【ふなつり大会】



◆日時	4月29日(日)
◆場所	機場午前7時半集合 鎧潟機場付近
◆賞品	大人 五〇〇円 小人 三〇〇円



海と山の立体周遊  
ドライブコース!!

春を見に来て下さい。  
新緑の萌えるスカイラインコース  
☆営業期間 4月1日~11月30日

スカイライン  
新彦山オーバン

## 一心配ごと相談

毎週月曜日午後1時から午後3時まで  
老人いこいの家「西川荘」  
心配ごとは、秘密・無料。  
お気軽にいでください。

## 〔5月の相談員〕

7日	高井熊雄氏	伝川幸松氏
14日	高井熊雄氏	坪井巳之三郎氏
21日	高井熊雄氏	赤川幸平氏
28日	高井熊雄氏	高橋亥恵氏

## ■窓口営業時間のご案内■

## 卷電報電話局

4月16日から窓口営業時間を次のとおりとさせていただけましたのでよろしくお願いいたします。  
○平 日 午前9時から午後4時まで  
○土 曜 日 午前9時から正午まで  
○日曜・祝日 休 業  
なお、電話による受付は次のとおりです。  
○平 日 午前8時30分から午後5時まで  
○土 曜 日 午前8時30分から午後0時30分まで  
○日曜・祝日 休 業

●電話の移転工事等についてのお願い  
住いの増・改築等の多い春さきは、電話の移転等の工事が大変こみあいます。計画ができましたら一日も早く普通郵便局または卷電報電話局へお申し込みくださいようお願いします。